

令和 7 年 9 月 1 日 議決・専決

令和 7 年 9 月 2 日施行

令和 7 年 9 月 2 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 2 5 号

佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 25 号

佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

佐用町農産物処理加工施設条例（平成17年佐用町条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条の表上月農産物処理加工施設の項及び味わいの里三日月しぶみ店の項を削る。

第3条第2項後段を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条から第10条までを削り、第11条を第6条とし、第12条を第7条とする。
別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。